

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、タクシー乗務員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、乗客を乗せるため停車したところ、後続の普通貨物自動車に追突され（以下「本件事故」という。）負傷した。請求人は、同日、C病院に受診し「頸椎捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断され、同月〇日、Dクリニックに転医し、本件傷病と診断され、以後、同クリニックにおいて療養を継続した。

請求人の治療費及び休業損害は、本件事故の第二当事者が加入する自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）から支払われていたが、当該保険会社から、平成〇年〇月〇日をもって休業損害を打ち切ることを通告された。

- 3 本件は、請求人が休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は平成〇年〇月〇日以降の休業補償給付の請求については、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒しており、同月〇日以降の期間に係る休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働者災害補償保険制度（以下「労災保険制度」という。）の治癒とは、医学上の治癒（完治）を意味しておらず、その症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなったときをいい、負傷については疼痛などの症状が残っていても、その症状が安定した状態となり、その後の療養を継続しても医療効果が期待できない状態になったと判断されるに至ったときをいうとされている。

(2) E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨「平成〇年〇月〇日を症状固定の時期と考えてよい。」と述べており、また、同年〇月〇日付け電話照会顛末書において、要旨「請求人には画像所見及び各種検査結果でも異常がなく、本人の自覚症状のみで治療を継続しているものである。」と述べている。また、同年〇月〇日付け休業請求調査書において、F医師は、要旨、「主治医が〇月〇日時点で症状固定の時期と考えてよいと意見していることから、治療自体の必要性も否定していると考えても仕方ないものと思われる。」と述べている。

そこで、平成〇年〇月から平成〇年〇月までにおけるDクリニックでの治療の内容をみると、「消炎鎮痛等処置及び運動器リハビリテーションを行っている」というものであり、同様の治療が継続され、慢性症状に対する対症療法が継続されていたものと認められる。

したがって、当審査会としては、請求人の本件傷病は、医療効果が期待でき

ない状態にあり、平成〇年〇月〇日には治癒しているものと判断する。

(3) 請求人は、平成〇年〇月〇日には、タクシー乗務には復帰できないと主張するので、念のため検討すると、労災保険制度における「労働することができない」とは、「負傷し又は疾病にかかる直前に従事していた種類の労働をすることができない場合のみでなく、一般に労働不能であるということである。」とされている。すなわち、原職に復帰できない場合であっても軽作業等他の業務に就労できる場合は「一般に就労可能な状態」とされている。

診療録等には、同日診察時に「仕事に行ってよいですか。仕事行ってよい。」という記載があり、また、同年〇月〇日付け休業請求調査書において、F医師は、「一般的に、画像所見に異常なく、患者が疼痛のみを訴えている場合、治療内容も症状も同じ状態が続いているのであれば、〇か月程度で労働できる状態に至ったものと判断される。」と述べている。当審査会としても、同年〇月〇日時点で、請求人は、一般に就労可能な状態にあったと判断する。

なお、請求人は、自賠責保険の後遺症診断書では、症状固定日は同年〇月〇日となっていると主張するが、労災保険と自賠責保険では、その趣旨・目的や給付の要件が異なることから請求人の主張は認められない。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。